

4号減免の取扱いについて

<罹災世帯>

住家等の建物、土地、家財、その他物件に災害により被害を受けた世帯

<対象>

罹災していることが市町村等により発行される罹災証明等で証明されている世帯

<認定方法及び要件>

①課税証明書より前年の収入を確認する。

②①から修繕費用を引いた額を算出する。

③②より課税標準額を算出し、

「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」に当てはめ、算出された額が227,100円未満

※住家が全壊（全焼）した場合、または修繕して住むことが困難である場合は税額を確認せず認定する。

<提出書類>

- ・令和3年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書
(所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの)
- ・修繕費用が分かる書類（見積書等）
- ・罹災証明書等

※住家が全壊（全焼）した場合、または修繕して住むことが困難である場合は罹災証明書のみ提出。

5号減免の取扱いについて

<家計急変世帯>

リストラ、自営業の廃業、病気による離職・休職等、不可抗力により働くことができなくなり、収入が減少してしまった世帯

※自主退職は不可抗力と言いがたいため対象外

<対象>

算定基準額（※）が基準を上回ってしまい今年度の減免を受けることができないが、今年（R3年1月～12月）の途中に家計急変した世帯。

（※）市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

<認定の方法>

給与明細等から令和3年の年収を推計し、別添「R3家計急変試算表」により算出された算定基準額が227,100円未満

※提出された書類に基づき、学校で計算します。

<提出書類>

○令和3年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書

（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）

○令和3年の所得等がわかる書類

- ・給与所得者の場合、令和3年に支給された給与の給与明細（1月から直近までのものが望ましい）
- ・個人事業主の場合、令和3年の収入・経費・所得が分かる書類（1月から直近までのものが望ましい）

○以下必要に応じた書類

- ・診断書（傷病の場合。傷病により休職している場合は休職していることがわかる書類）
- ・雇用保険受給資格者証等離職したことが分かる書類（失業の場合）
- ・解雇証明書（雇用保険未加入の場合）

<その他>

令和4年1月下旬頃、令和3年の実際の収入が分かる書類の提出が必要です。

EX) ・給与所得者の場合：源泉徴収票

- ・個人事業主の場合：原則、税理士等の第3者による令和3年の所得証明書

（1月～12月の各月の収入・経費・所得が記載されているもの）

※税理士等への依頼が困難な場合は要相談